

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 鳥取県会計規則の一部改正
- ◇内訓甲 鳥取県給与集中事務取扱規程の一部改正

規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第一号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「所得税、市町村民税並びに共済組合の掛金及び掛金以外で組合員が組合に対して支払うべき金銭」を「所得税及び市町村民税並びに共済組合の掛金、共済組合の掛金以外で組合員が組合に対して支払うべき金銭及び職員互助会の掛金」に改め、同条第二項第四号中「内訳を記載した金額氏名表(様式第二十六号)及びその」を削り、同条同項同号に次のただし書を加える。

ただし、歳出金支払通知書の欄外に、長期掛金、短期掛金、貸付金、共済組合貯金等の金額を記載しなければならぬ。

第五十六条第二項第四号の次に次の一号を加える。

五 職員互助会の掛金は、鳥取県職員の共済制度に関する条例(昭和三十六年十月鳥取県条例第二十四号)第二条によりそれぞれ組織された互助会の会長を受取人とする歳出金支払通知書(様式第二十五号)を添付して、送金払の支払通知(様式第二十四号)を県金庫に発行し、納付の手續をすること。

附則
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十一月一日から適用する。

内訓甲

内訓甲第一号

庁 中 一 般
甲 類 附 属 機 関
地 方 機 関

鳥取県給与集中事務取扱規程(昭和三十二年二月鳥取県内訓甲第二号)の一部を次のように改正する。

昭和三十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第三条を次のように改める。

第三条 この規程において給与とは、給料及び賃金並びに扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び暫定手当をいう。

第七条第一号中「(様式第一号)」を削り、同条第三号中「扶養親族届(様式第三号)」を「職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)第八条に規定する様式の扶養親族届」に改め、同条同号の次に次の一号を加える。

四 主務課長は、職員の通勤手当の支給対象となる経路の変更等のため支給額に変更を生じた場合は、すみやかに通勤手当支給額変更通知書に人事課長の認定を受け、会計課長に通知すること。

第八条、第九条及び第十条を次のように改める。

(特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支出手続)

第八条 主務課長は、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の命令簿を経理室長に送付し、経理室長は、計算書(様式第三号)を作成し、毎月五日までに会計課長に通知するものとする。

(法定引去金及びその取扱)

第九条 会計課長は、次に掲げる租税等を職員の給与か

ら控除するものとする。

一 国庫納金

二 県職員恩給納金

三 地方職員共済組合掛金

四 前号に掲げる外地方職員共済組合関係引去金

五 所得税

六 市町村民税

七 職員互助会掛金

八 その他法令の規定による引去金

2 人事課長は、法定引去金のうち、地方職員共済貯金、地方職員共済貸付弁済金、地方職員共済物資引去金及び職員互助会掛金として引き去るべきものは、共済組合等控除台帳(様式第四号)により会計課長に通知するものとする。

(法定外引去金の取扱)

第十条 主務課長は、法定外で給与から引き去る課金等を控除調査(様式第五号)により毎月五日までに会計課長に通知するものとする。

2 前項の法定外引去金については、各人から資金前渡者にあらかじめ引き去りの委任状を提出したものに限り、ものとする。

3 資金前渡者は、前項の規定により委任を受けた場合は、山陰合同銀行鳥取県庁支店(以下「県庁支店」という。)の長に法定外引去金の受領及び指定預金口座への振込方に関する委任状(様式第六号)を提出するものとする。

第十一条中「第九条」を「第十条」に改める。

第十三条中「支出仕訳書(様式第八号)」を「支出仕訳書(様式第八号及び第八号の二)」に、「俸給手当内訳書(様式第九号)」を「給料手当内訳書(様式第九号及び様式第九号の二)」に改める。

第十七条中「第九条」を「第十条」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

(給与簿の作成)

第二十条 会計課長は、毎年一月一日現在(年中途において採用された職員についてはそのつど)において、

様式第4号

共済組合等控除台帳

異動年月日	所 属	氏 名	貯金			貸付		物資	保険料	互助会 掛金
			月掛	納税	計	元金	利子			
1										
2										
3										
10										
11										
12										

給与簿(様式第七号)を作成するものとする。
 様式第二号及び第三号を削り、様式第四号の1を様式第二号とし、様式第四号の2を様式第三号とし、同様式を次のように改める。

様式第三号

月分時間外勤務手当及日夜間勤務手当計算書

課

職 氏 名	等 級	月 給	単 価	時間外勤務手 当		休日勤務手 当		夜間勤務手 当		支給額合 計
				時 間 数	換 算 時 間	実 時 間	換 算 時 間	実 時 間	換 算 時 間	
				125	150					
				100	100					

様式第三号の次に次の様式を加える。

00320

昭和37年1月11日 木曜日 鳥取県公報(号外)第2号 (第3種郵便物認可) 6

様式第七号を次のように改める。

様式第7号

00321

昭和3年給与簿 (賃金台帳) 鳥取県

支出科目	異動年月日	昭和年月日		所屬	職名	氏名	住所	扶養親族等に関する申告関係	甲表 乙表 甲表特殊					労働													
		昭和年月日	昭和年月日						異動月日	偶	長	未	障害者	計	月	日数	時間数	月	日数	時間数							
発令月日	発令事項	給料表	級号	給料月額	暫定手当	特勤手当	手当	手当	勤務時間当りの給与額	扶養手当	通勤手当	住民税															
										変更月日	配	甲	乙	他	金額	変更月日	金額	市町村名									
												1月~3月	6月	7月以降													
支給月日	給料	扶養手当	時間外手当	暫定手当	1	手当	支給額合計	県納金	1	共済掛金	課税対象額	通勤手当	法定控除	差引支給額	法定外控除	端数貯金	現金支給額	累計									
					2			国庫納金	2	短期	長期	互助会費	所得税	住民税	共済貯金	共済貸付	共済物資	保険料	課金	組合費	後払金	貯金	現金支給額	支給額	社会保険料	所得税	
期末、勤勉、寒冷地手当	支給月日	給料	扶養手当	暫定手当	計	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	支給額合計	所得税	差引支給額	端数貯金	現金支給額	累計	前年から繰越し	過納額	た過不足の税額	不足額									
年末調整	給料等	期末、勤勉等	合計	給与所得控除後の金額	社会保険料	生命保険料	基礎控除額	課税対象額	税額表の税額	障害者等控除額	年税額	源泉徴収税額	差引過不足税額	本年最後の給与から徴収する税額	翌年に繰越して徴収する税額	本人の請求により還付する税額	翌年において充当する税額										
					控除額	申告額	控除額																				

鳥取県

様式第8号

支 出 仕 訳 書				
前渡資金	会計課長 副出納長	課長	合 議	主 査
下記のとおり資金前渡ならびに振替してよいか伺います		年度	昭和	年度 歳出
≪ 月分諸給与 但し 内訳下記のとおり		会計名	一 般 会 計 特 別	
資金前渡受領者 部(局) 課		科 目	款 項	
職氏名 渡			目 節	
下記資金前渡分として支払通知第 号金額領収しました 昭和 年 月 日		資金前渡受領者 課 職氏名 ④		
下記振替送金分第 号金額領収しました		扶養手当 手当 時間外勤務手当 通勤手当		
鳥取県出納長 椋 貞 男 殿				
前渡資金整理簿記帳済	伺書照合済	台帳照合済	命令簿照合済	
内 訳	金	現金支給高	支払通知 第 号	資金前渡
	金	県納金引去高	〃 第 号	振 替
	金	国庫納金	〃 第 号	〃
	金	共済組合掛金(短期)引去高	〃 第 号	送 金
	金	共済組合掛金(長期)引去高	〃 第 号	〃
	金	互助会費引去高	〃 第 号	〃
	金	所得稅	〃 第 号	振 替
	金	住民稅	〃 第 号	〃
	金	共済貯金	〃 第 号	送 金
	金	共済貸付金	〃 第 号	〃
金	共済物資代金	〃 第 号	〃	

様式第八号を次のように改める。

(備考) 精算書は(款)県庁費(項)県職員費(目)職員給(節)吏員給に添付予定 (個人別内訳書, 別途保管)

様式第九号の次に次の様式を加える。

様式第九号の2

科目 _____

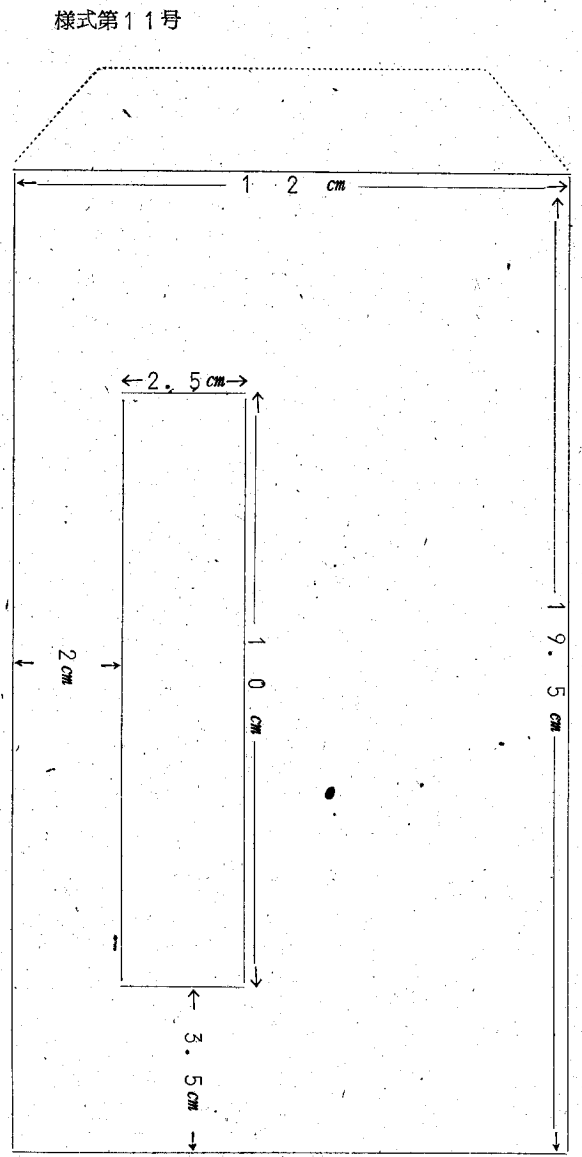
期末・勤勤・寒冷地手当内訳書

課 員

職名	級	号	氏 名	給 料	扶養手当	暫定手当	計	期 末 手 当 率	勤 勉 手 当 率

寒 冷 地 手 当 率	支 給 額 合 計	所 得 税 率	差 引 支 給 額	端 数 貯 金	現 金 支 給 額	受 領 印

様式第十一号を次のように改める。



この規程は、昭和三十六年十一月一日から適用する。

附 則